HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	共同体・国家および公共性について ： 政治経済学・経済史からみる公共性
著者	小坂，直人；KOSAKA，Naoto
引用	季刊北海学園大学経済論集，60(2)：27-45
発行日	2012-09-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

《研究ノート》

共同体・国家および公共性について

── 政治経済学・経済史からみる公共性 ──

小　坂　直　人

はじめに

「公共性」問題がさまざまな学会において多様な角度から論じられている事情については，既に何度か述べてきた。ただ，その場合でも，中心的分野は哲学，政治学，法律学，社会学分野における議論であって，経済学分野にあっては必ずしも活発であったとはいえない。その理由は，一つには，経済学における「公共性」問題は公共経済学という専門分野が存在し，とりあえずは「公共性」を経済理論的に考察するツールを持っていたこと，今ひとつには，実践的・政策的には「公益事業論」という専門分野が以前から展開されてきたことと関連していたからかもしれない。もっとも，そこにおける「公共性」論議が絶えず検証され，他の専門領域における研究成果等と突き合わされてきたかといえば，それは極めて限定的であったことを筆者は反省を込めて指摘してきたところである。

その意味では，こうした経済学関連分野における「公共性」論議が，上述の哲学，政治学等における議論とかみ合っていたとはいえない。そもそも，かみ合わせようとした相互交流の痕跡すら十分にたどれないのが実情である。以下，紹介するのは「政治経済学・経済史学会」における「公共性」をめぐる議論である。公共経済学や公益事業論とは異なり，「公共性」を本来的テーマとしているとは必ずしもいえない経済学分野で，系統的に大会や研究会の共通論題として「公共性」を取り上げてきた意味を考察すること，そして，そこで展開された「公共性」論が一般に行われている「公共性」論とかみ合ったものとなっているかどうか，また翻っては，「公共性」についての新しい視座や問題提起がなされていないかどうか，大いに興味がそそられる点である。後にみるように，同学会における公共性把握は学会として必ずしも統一されたものではない。しかし，筆者のみるところ，その基盤に「共同体」論が一貫して流れているように見受けられる。しかしながら，他方では，行論のうちに明らかになるように，「社会国家」や「福祉国家」における社会経済過程への政策的介入に重きを置く理解が大きなウェイトを占めているように思われる。いずれにしても，「公共性」をひとつの学会の中で統一的に議論する事の難しさを改めて感じさせる事例でもある。こうした点も踏まえた上で，以下，同学会における「公共性」議論を時系列的に追いかける作業から開始したい。

Ⅰ　共通論題からみる「公共性」把握（概観）

これまで「政治経済学・経済史学会」において，「公共性」と関連付けが可能と思われるテーマを共通論題とする大会や研究会が，2006 年度以降，積極的に開催されてきた。2007 年度秋季学術大会の趣旨説明に当たっ

た田代洋一氏によれば，2007 年度は，それまでの二つの課題を継承した。すなわち，第 1 に，今期（2006～2008 年度）のゆるやかな通底テーマとしての公共性であり（下線は筆者による。以下同じ。），第 2 に，昨年度の春季総合研究会の大塚久雄『共同体の基礎理論』の読み直しと，秋季学術大会の格差拡大社会というテーマであるという。その際，田代氏は，「公共性」「共同体」「格差社会」という用語間には共通の問題意識があると考えている。以下，2006 年度以降のテーマおよび共通論題報告を列挙するならば次のとおりである。

2006 年度　春季総合研究会
　大塚久雄『共同体の基礎理論』の読み直し

2006 年度　秋季学術大会
　格差拡大社会 ── 史的接近と現状分析
　報告 1　福澤　直樹
　　ドイツにおける社会国家の途 ── 第 2 帝政期から現代に至るまでの歴史的経験
　報告 2　加瀬　和俊
　　現代日本における失業対策の圧縮とその歴史的背景
　報告 3　瀬戸岡　紘
　　グローバル経済化の格差拡大とアメリカの現状
　報告 4　後藤　道夫
　　現代日本の格差拡大とワーキング・プア
　コメント 1　吉田　義明
　　格差拡大と世代再生産の危機について
　コメント 2　西川　純子
　　キリンの逆襲

2007 年度　秋季学術大会
　地域再編過程における協同と公共性
　趣旨説明　田代　洋一
　報告 1　橋口　卓也
　　農業・農村政策の動向と地域対応 ── わが国の条件不利地域を主に
　報告 2　松本　武祝
　　韓国における農業水利組織の改編過程 ── 公共性と協同の相克
　報告 3　市田　知子
　　EU 農村地域振興の展開と地域 ── ドイツの LEADER プログラムを中心に
　報告 4　田中　夏子
　　イタリア地域社会における公共性の創出と課題 ── 社会的協同組合を軸として
　コメント 1　福士　正博
　　市民的公共性と社会的経済
　コメント 2　永江　雅和
　　協同（共同）と公共性をとりむすぶもの

2008 年度　春季総合研究会
　自由と公共性 ── 介入的自由主義とその思想的起点
　問題提起　小野塚知二
　　介入的自由主義の時代 ── 自由と公共性の共存・相克をめぐって
　報告 1　廣田　明
　　社会的連帯と自由 ── フランスにおける福祉国家原理の成立
　報告 2　高田　実
　　ニュー・リベラリズムにおける「社会的なるもの」
　報告 3　田中　拓道
　　社会的包摂と自由の系譜 ── フランスとイギリス
　コメント 1　古内　博行
　　農業分野への介入・保護とその性質変化
　コメント 2　名和田是彦
　　現代日本のコミュニティ政策から見た「公共」問題
　コメント 3　秋元　英一
　　スーパーキャピタリズムとアメリカの消

費者

この研究会の内容を紹介出版した，小野塚知二編著『自由と公共性 ── 介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社，2009 年には，以上の 3 報告，3 コメントの他に，島崎美代子「21 世紀発展構想・ビジョンと〝共生・公共性〟」および深貝保則「ウェルフェア，社会的正義，および有機的ヴィジョン ── ブリテン福祉国家の成立前後における概念の多元的諸相」の 2 論文が収められている。なお，本稿もこの研究会議論経過の紹介に当たっては，この著書に依拠している。

2008 年度　秋季学術大会
現代化過程における日本の雇用 ── 企業と「公共性」
問題提起　沼尻　晃伸
報告 1　兎　宗柾
日本の労働者にとっての会社 ── 身分と保障を中心に
報告 2　市原　博
職務能力開発と身分制度
報告 3　榎　一江
女性労働者と企業 ── 郡是製糸の教育を中心に
コメント 1　清水　克洋
フランス経済史の視点から
コメント 2　谷口　明丈
アメリカ経済史の視点から
コメント 3　武田　晴人
日本経済史の視点から

2009 年度　秋季学術大会
1930 年代における経済政策思想の転換

2010 年度　秋季学術大会
都市の公共性 ── 主体・政策・規範
趣旨説明　福士　正博
報告 1　森　宜人
「社会都市」における失業保険の展開 ── 第二帝政期ドイツを事例として ──
報告 2　馬場　哲
「生存配慮」と「社会政策的都市政策」 ── 19 世紀末～20 世紀初頭ドイツの都市公共交通を素材として ──
報告 3　今井　貴子
統合と自律をめぐる相克 ── イギリスの社会的企業の経験から ──
報告 4　福士　正博
都市という「世界」── 社会的質と社会的プレカリティ概念を中心として ──
コメント 1　和田　清美
「都市の公共性」への都市社会学的問題提起
コメント 2　大門　正克
原点に戻る ── 現状と歴史の対話を深めること

2011 年度　春季総合研究会
都市の公共と非公共 ── 20 世紀のアジア都市を手掛かりに
報告 1　福士　由紀
近代上海における衛生問題
報告 2　谷本　雅之
東京における中小商工業者の動向
報告 3　加藤千香子
1970 年代の川崎における在日コミュニティとスラム

以上の報告タイトルからも窺えるように，「政治経済学・経済史学会」における「公共性」議論は歴史と現状全般を対象としており，扱われる題材は極めて広範囲である。それ故というべきか，そこで展開される議論は，「公共性」について必ずしも統一的な理解のもとでなされているようには思われない。2007 年度の大会で田代洋一氏が行ったよう

な「公共性」について一定の方向付けに基づく理解がある一方，社会国家ないし福祉国家に傾斜した理解もあるし，さらには経済史的な「共同体」をベースにした理解があるといった具合である。もちろん，これが「公共性」であると，一義的に確定し切れていない現状にあって，さまざまな角度から「公共性」が議論されること自体は好ましいことであるし，最終的に「公共性」概念が一つに収斂することは無いであろう。しかし，その場合でも，その時点で到達しうる一定の基準や統一的理解を前提に議論をかみ合わせる努力は必要であろう。そうでなければ，各論者のいいっぱなしになる恐れがあるし，聞く側での解釈次第ということになりかねない。

とはいえ，この基準作りはそう容易くない。筆者は，現状においては，ハーバーマス流の「公共性」理解をベースにした山口定氏の整理と佐々木毅・金泰昌氏らによる「公共哲学シリーズ」研究を最低限踏まえた上で，とりあえずの「ものさし」を設定するのが望ましいと考えている（拙著『公益と公共性』日本経済評論社，2005 年参照)。以下の議論整理も，当然，そうした「ものさし」を適用することなしにはできない仕事である。したがって，小論の整理も，こうした「ものさし」の影響，それ故，一定のバイアスを受けざるを得ないことは，あらかじめ断っておかなければならない。

「政治経済学・経済史学会」における議論全てを網羅的に紹介することはできないので，それぞれの年次の春季総合研究会と秋季学術大会における共通論題にそって，最も特徴を表現していると思われる主張を紹介しながら，同学会における「公共性」議論の概略を示すことにしよう。

II　2007 年度　秋季学術大会
地域再編過程における協同と公共性

2006 年度の共通論題である「格差拡大社会」にかかわる議論は，それ自体重要な論点であり，筆者の考えるマイノリティ視角からの「公共性」問題にとっては不可欠な論点である。しかし，この大会で行われた 4 つの報告は格差問題をさまざまな角度から論じてはいるが，「公共性」との関連は積極的に述べられていない。というより，「公共性」とは何かについての論者間の確認がなされていないまま議論が進んでいる。そもそも，共通論題設定の趣旨説明が記述されていない。

2008 年度の共通論題「現代化過程における日本の雇用 ── 企業と『公共性』──」に関する問題提起を行った沼尻晃伸氏によれば，2006 年度の報告についていうと，歴史分析に関するものは国家による失業対策に注目したものであり，また，現状分析は非正規雇用の拡大に伴うワーキング・プアの増加をとりあげたものである，としか言及がない（『歴史と経済』203 号，2009 年 4 月，1 ページ)。管見の限りでは，この大会の共通論題報告者の中で，公共性に言及しているのは福澤氏である。福澤氏によると，今日の経済社会における社会保障は，狭くは個人的ないし個別的性格の強い限定的なものから，広くは国民的な，さらには超国民的な連帯の枠組みが，種々の階梯，次元において形成され，それらが相互に接しあい，あるいは重なり合いつつ機能しているということができる。歴史的に旧い段階においては連帯の枠組み（ないしそれぞれの公共性の空間）は狭く往々にして脆弱なものであったが，国民的機構を欠く中ではそれが唯一の生活保障の枠組みであり，……この限界が明らかになる中で，国家的社会保障制度が何らかのかたちで形成されてくるようになった。ドイツの場合，1880 年代

に導入された労働者保険制度などがその例……とされてきた，という。「連帯の枠組み」＝「公共性の空間」ということのようであるが，他の報告者とかみ合った議論にはなっていないようである。

その点，2007年度の大会（共通論題「地域再編過程における協同と公共性」）においては，既に述べたように，田代洋一氏が趣旨説明を行っているし，共通論題のタイトルが「協同と公共性」を含んでいるので，意図が明確である。田代氏自身は，「公共性」「共同体」「格差社会」の間には何らかの共通要素があると考えているようであるが，その共通性が何であるか，今少し積極的に論じてほしかったところである。共同体の論理が公共性の論理といかに結びついているのか，基本的な筋道や枠組みだけでも提示する必要があったのではなかろうか。確かに，2007年度の田代氏の趣旨説明では，「協同」は「何らかの経済事業体の構築を通じて共通するニーズを集団的に追求すること」とし，また「公共性」は，「共通する関心事について関係する全ての人びとに公開された討議を通じて了解された目的に向かうこと」あるいは「そのような公開された討議の場（公共空間）」と定義する，とされている。そして，地域の立て直し・再生には，政策や自治体，企業（営利・非営利企業，協同組合）等の様々な主体の取り組みが欠かせない。そのような取り組みは，今日では公開・討議・了解という公共性を担保せずには成り立たない。それゆえ，国家・政府のサイドもまた市民社会に公共性を要求し，それを取り込むことで体制への社会的統合を追求しようとする。現実の公共性は客観的にはこのような「公共性」の奪い合いのなかにある（『歴史と経済』第199号，2008年4月，1ページ），とされている。

この説明の限りでは，田代氏の「公共性」理解は，ハーバーマスによって提起され，日本の多数の研究者によって紹介されている「公共性」理解に基本的には依拠していることが分かる。問題は，この田代氏の「公共性」理解が報告者間においてどのように了解されているかという点である。以下，この点を確認してみよう。

第1報告者の橋口氏は「公共性」を，中山間地域を中心とした条件不利地域における地域再生活動のメンバーが，農業者という枠組みを越え，多様な家業，職業からなる住民が広範に参加している点にみいだしている。つまり，従来の農村共同体が前提としている共同体メンバーが農業者以外のメンバーにも開かれているという点に着目した報告といえる。また，こうした分析を行うに当たって，2007年ごろから急速に進められてきた総務省による「コミュニティ研究」や農林省による「農村におけるソーシャル・キャピタル論研究」を批判的に吟味すること，そして，そこで「新たな公共」の受け皿として期待されている地域の基礎組織である集落，共同体，コミュニティ，地縁組織を農村の側から見直してみるという問題意識が存在することが窺える。

第2報告者の松本氏は，ハーバーマスの「市民的公共性」との対比で，「ファシズム的」あるいは「植民地的」公共性という分析枠組みに着目し，「公共圏」構成員に合意形成をもたらす言説の効果を「公共性」として捉え，しかも，「不本意」「消極的」な合意にいたる言説の効果にこそ「公共性」の設定の意味があると考えている。この問題を具体的に考察する舞台が韓国における農業水利組織である。しかし，現時点では，この舞台の推移を内在的に紹介できるまでに内容を筆者として消化できていないので，ここでは上記の松本氏の問題意識のみに言及するにとどめざるを得ない。

第3報告者の市田氏は，ドイツを事例として，地域振興策としての雇用機会創出の取り

組みについて論じたものである。具体的にはEU 地域振興政策の一つである LEADER「農村経済発展の行動連携」プログラムを取り上げている。このプログラムは農村地域に多様な所得獲得手段を創出し，人口流出を防ぐことがその目的とされている。その際，地域住民自らがプログラムの設計段階から参加する，ボトムアップ的手法がとられている点が従来と異なるとされる。

第 4 報告者の田中氏は，イタリアを事例として，「市場の論理」への「対抗性」を有する社会的協同組合に注目し，社会的協同組合コンソーシアムによる雇用の「質」確保の取り組みを，新自由主義的な機能を相対化する試みとして位置づけるという内容である。この報告は，社会的協同組合を基軸として地域社会における「公共性」を考察するものであり，共通論題の核心に触れるものと考えられる。田中氏の問題意識について簡単に触れておくことが肝要であろう。

EU 統合の流れは，グローバリゼーション下での競争力向上を目指したものであるが，それにもかかわらず，ヨーロッパは，これまで築きあげてきた「社会的なるもの（労働者保護等の社会政策の展開をはじめ，「社会的排除」との全般的闘いを含む）の堅持・発展をも追求してきたといえよう。イタリアにおける，協同組合をはじめとした，いわゆる「社会的経済」もこうした「社会的なるもの」の一つであるが，グローバリゼーションが進行していく中にあっても，それらが堅持されてきたのはなぜか，というのが田中氏の問題意識である。そして，田中氏の「公共性」定義は，親密圏において醸成される共同体的な社会関係（コミュニティ）を土台としつつ，それらがより広範な領域の，社会的諸資源と結びつき（アソシエーション）へと発展した結果，創出される協同的な社会関係及びそのネットワークを示す。アソシエーティヴな社会関係が，国家と市場に介入し，影響力を行使し，従来の行政との関係，市場との関係に一定の再構成をもたらす社会的広がり，というものである。

以上の 4 報告に対するコメントが福士，永江両氏によって行われている。最初の 2 報告について，永江氏は，1）地域農業において何をどこまで守ることに公共性が認められるのか（つまり公的資金の投入が正当化されるのか）。2）直接支払いの実施という公的関与の強化に対応して，地域の独自の試み・活動である「協同」にどの程度の「裁量」が認められるか，という論点からコメントしている。後の 2 報告に対しては福士氏がコメントする。ここでは，田中報告に対するコメントの要点を紹介しておく。公共性の議論はこれまで，ハーバーマスのコミュニケーション行為を通じた討議的，熟議的民主主義論をめぐって行われてきたが，社会経済論との関係は必ずしも明らかにされてこなかった。田中氏は，イタリアの社会的協同組合は，市民が主体となって結成するアソシエーション（非制度的公共性），市場の論理に応じる経済事業体 ── 市場の新しいルールの提示と実践，公共的事業の担い手（制度的公共性）という三つの局面を持つというが，特に重要なのは，「地域社会に多様な働きかけ（障害という異文化理解，共生や社会的公正の発信等）によってはかろうとする市場の論理を再規制する」社会的協同組合の役割である。問題は，そのような生活圏域から発信される公共性感覚が，「生活世界の植民地化」（ハーバーマス）をどこまで乗り越えられるのかという点であると指摘している。また，社会的弱者を労働市場へ送り込む積極的労働政策ではなく，「その人にあった発達と参加の，固有の在り方を重視した労働市場の再構築」という発想の意義についても触れられている。

III　2008 年度　春季総合研究会
自由と公共性 ── 介入的自由主義とその思想的起点

最初に，小野塚知二氏が「自由と公共性」についての問題提起を行っている。その要点は次のとおりである。

公共性についてはこれまで多くの場合，その内包に即して，公的性格，共同的（利害共有の）性格，および開放的性格が論じられてきた。しかし，公共性の意味が，自由な市民諸個人の間に成り立つ何かであれ，あるいは，より濃厚な秩序のもとへ編成された状態であれ，それは関係性や組織性の概念であって，自由との緊張や調和という問題は公共性の裏に，あるいは外側に，常に存在してきた。殊に近現代のヨーロッパでは，個人の私的領域を国家や団体の制約から解放するという原則が確認され，個人の意思自治や行為の自由，あるいは自己決定・自己責任という規範が，実態を完全に規定していたとはいえないとしても，少なくとも法や諸制度の基盤には定着していたから，公共性と自由との緊張・調和という問題は，少なくともある時期には露呈していた。近代（19 世紀的な公序）から現代（20 世紀的な公序），あるいは古典的自由主義から介入的自由主義への転換の時期がそれに当たる。……この転換の際に，いかなる秩序を創り出すために，介入・誘導・統制がどのように正当化されたのかという問い，……言い換えるならば 20 世紀的な公序の形成を自由に注目して思想史的に解明しようというのが狙いである。

小野塚氏のいう「介入的自由主義」とは何であろうか。氏によると，それは，当該期において，組織化・介入・誘導・規制を正当化し，またその事例に表現された思想である。それは介入を積極的かつ普遍的に導入しようとする点で古典的自由主義と異なり，個人の自由，市場の機能，私有財産制を是とする点で社会主義と異なる。思想史上，「新自由主義」と呼ばれる潮流には二つある。一つは世紀転換期イギリスで唱えられた新自由主義（new liberalism）であり，もう一つは，戦間期に登場し，展開してきたハイエクやフリードマンの新自由主義（neo liberalism）である。小野塚氏が直接かつ主要に取り上げているのは，もちろん前者であるが，この系譜に位置付けられるのは，イギリスの思想だけではなく，フランスの「社会連帯」思想であり，ドイツにおける「ドイツ社会政策学会」や「新歴史学派」の思想であり，これらは同様の内実を有していたとする。したがって，「介入的自由主義」とは，このような世紀転換期の社会保障制度の背後に作用した政策思想だけでなく，福祉国家やウェルフェア・キャピタリズムを支えた思想や，ケインズ主義，ニューディールなども包含する概念と考えられる，という。

こうした介入の目的について，小野塚氏は次のように説明する。古典的自由主義においてなら，人は自力で困窮や予期せざる災厄に備えなくてはならない。将来のリスクに対する蓄えであり，私保険である。さらに，共済・互助組織や労働組合の共済機能は，こうした個人的自助の集団版として，あるいは仲間内（society）の私保険として容認され，また奨励されもした。こうした自助で，人々が生を全うし，欲求を充足し，幸福を追求できるのであれば，介入は「自由主義」の枠内においては，正当化されないに違いない。介入的自由主義が登場するためには，個人的であれ集団的であれ自助が不可能な者が多数存在することが発見されなければならなかった。さらに，介入的自由主義の人間観について，それは，「弱く劣っていて，失敗する個人」の発見であり，自由や権利が与えられていても，それに基づいて自己の欲求を満たし，自己の幸福を実現することが十全にまた安定的にはできない個人が，例外的にではなく多数

存在することが知られるようになったことから，古典的自由主義が想定してきた経済人（homo oeconomicus）あるいは近代的人間類型とはまったく異なる人間像である，と述べている。つまり，欲求や幸不幸の基準が単純に自己の内発的な要因のみで決定されるという人間観から，欲求や幸不幸の基準の社会的要因を考慮するようになった人間観への変化であり，それゆえに安定的な幸福は社会的に維持しうると考えらえるようになったことを反映している。そこでは，「個人の/目先の利益」とは区別された「共同の/迂回的な利益」が各人の幸不幸や快苦のあり方に影響していると考えられるようになったのである，と。

ところで，ここでいわれている「弱く劣っていて，失敗する個人」は，近代においても「女性や子供」がその対象として位置付けられていたものであるが，現代にあっては，その範囲が成人男性の間にも広げられている。その結果，現代の成人男性は「自由な主体」のまま，弱くなった存在と見なされるようになったし，20 世紀前半に急展開した男女同権化において成人女性は弱く劣った存在のまま「自由な主体」となった。

小野塚氏は，最後にネオ・リベラリズムと介入的自由主義との関連について次のように言及している。

近代の市場社会が市場のみによって万全に調整されたわけでなく，地域社会，家，企業や職業世界に成立するさまざまな共同性によって支えられ担保されてきたことはよく知られている。介入的自由主義はこうした隠し資産の機能が市場社会に発生するさまざまな失敗を担保するには不十分な機能しか果たしていないことが判明した 19 世紀末以降に登場するとともに，地域，家，企業などを介入的・保護的な秩序のなかに再編した。しかし，いまや，現代の福祉国家のような介入・保護の制度もこれらの隠し資産も衰退を露わにしている。この衰退がネオ・リベラリズムの伸長との関係で理解されていることに表されているように，20 世紀末以降の現在は自由と公共性の緊張・調和の問題が再び露呈している時期である。現代（＝20 世紀）的な公共性が素朴な「自由」（「自己選択・自己決定」）の名において浸食されているのだとするなら，社会的再包摂の試みは素朴な「自由」を静かに浸食する危険性を免れていない。こうした状況を自由主義と現代的公共性との対立的性格という相のみでとらえるのではなく，介入的自由主義のありえた可能性と限界とに注目しつつ理解してみようというのである。

報告 1　廣田　明

社会的連帯と自由 ── フランスにおける福祉国家原理の成立

ソ連・東欧型社会主義の崩壊，新自由主義の猛威とその破綻等に象徴される不安定な状況のなかで，個人が己の責任で自らの境遇を統御することが困難になり，人々の生活の安全・安心の保障と社会的な格差の是正が，再び政治の喫緊の課題として浮上してきた時代。こうした社会的リスクと不確実性にみちた時代には，１世紀前に当時の識者が「社会問題」として意識していた問題 ── すなわち①「個人と社会との関係」をどう理解し，この関係がどうあるべきかについての実際的な解答を用意するという問題，あるいは②政治的には主権者として自由になり重きを置かれながら，市民の大半が経済的・社会的には準従属状態を余儀なくされたままであるという状況のなかで，人々が社会を営み，共通のルールに従うようにするにはどうすればよいかという問題 ── を再考もしくは再確認することは，迂遠であるとはいえ無意味な試みとは言えないであろう。廣田氏は，このような問題意識から，フランスの政治家レオン・ブルジョワの作品『連帯』をとりあげ，その所説に即して，連帯と自由，連帯と正義の関係に

ついて考察する。

連帯主義は，19 世紀の二大思潮である自由主義と社会主義のいずれか一方に荷担するのではなく，両者を「総合」することによって，国家的介入を容認しながら同時に個人の自由をも否定しない《社会進歩》の道を明示し，それを法律的に保障することができる新思潮として同時代の改革立法と政策思想に多大な影響を及ぼした。ブルジョワによれば，正義を実現するには，自然的連帯（「事実としての連帯」）から「社会的連帯」（「義務としての連帯」あるいは「法としての連帯」）に移行しなければならないのである。ブルジョワの『連帯』の独自性は，この移行の理論的基礎付けを行い，社会主義とは異なるやり方で，すなわち福祉国家の構築という方向で，社会正義の実現可能性を明確にしたところにあった。

人間が社会のなかに生まれるということは，先行するすべての世代とかれの同時代人によって作られた《社会的資本》の恩恵に浴するということである。それゆえ，人間は生まれながらにして，社会の債務者なのであり，ここにかれの義務の根拠があり，かれの自由の責任があるのである。この人間観は「人間は生まれながらにして自由であるが，しかし至るところで鉄鎖に繋がれている」とした『社会契約論』におけるルソーとは逆である。人間が成長し，豊かになるにつれて，かれの社会的債務はますます増加していくが，われわれは誰にそれを返済する義務を負うのであろうか？　ブルジョワによれば，われわれが過去の世代に負うところのこの債務，われわれはそれを「われわれの後に来るすべての人々」に返済しなければならない。言い換えれば，現世代の人間は過去から遺贈された社会的遺産の用益権者にすぎず，かれらはこれを増殖し，将来世代に返済する義務を負っているのである。この二重の義務からわれわれの社会的義務が生まれる。

この社会的義務に関して，契約者の事前の同意は存在しない。しかし，そこには社会の人々の暗黙の合意，あるいは民法典が定義する「準契約」が存在する，とブルジョワは述べている。こうした準結合契約から生まれる債務の思想は，必然的にそれを担保するサンクション（承認・制裁・実効確保措置）の思想を必要とする。社会的義務は純粋な良心の義務ではない。それは権利に裏付けられた義務である。

債務すなわち義務の権利に対する先行性を説いたブルジョワは，フランス革命によって定式化された権利宣言を義務宣言によって補完することの必要性を力説する。同様に，革命のスローガンとなった自由，平等，友愛の三位一体についても，その順序を変えるべきであると主張する。社会に債務を負う人間は自己の債務を返済したときにしか，自由になれない。したがって，自由は第 1 位になることはできず，友愛というよりは連帯にその地位を譲るべきである。

また，国家は，「単に，人間自身によって創られ，人間が彼ら自身の意志の執行をそれに委任するところの共同行為の器官にすぎない。法律はこの相互的意思の表現に過ぎない」のである。

ブルジョワは，かれの時代に影響力をもっていた契約論的社会観と有機体論的社会観を対立させるのではなく統合することのできる一つの社会哲学・政治思想の創始者となった。かれは，同時代人に対して，政治的主権の保有者たる市民でありながら，同時に連帯的な《アソシエ》と見なしあうよう要請する。かれの連帯主義は，1793 年の権利宣言第 21 条に明記されて以来，社会権の基礎づけに不可欠の概念として尊重されてきた《社会的債務》の意味を逆転する ── 個人に対する権利保障から社会的義務付けへの逆転（社会が個人に対して債務を負うのではなく，個人が社会に対して債務を負う。この債務を返済しな

い限り，個人の自由権と社会権は保障されない）── ことにより，19 世紀的な自由主義国家から 20 世紀の福祉国家への移行に必要な視座の転換を実行したのである。なぜなら，ブルジョワのような論理を用いないと，国民に累進所得税や社会保険料の支払いを「義務づける」ことはできないからである。

このようにして，19 世紀の共和主義者を魅了し，社会主義者の人間像にも強い影響を及ぼしたルソー主義の呪縛を解いた連帯主義が，自由主義から継承したものは，とりわけ契約の観念，自由の保全，反国家主義であり，社会主義から継承したものは，社会正義の必要性とこの正義実現のための国家介入の必然性であった。

報告 2　高田　実

ニュー・リベラリズムにおける「社会的なるもの」

100 年前のイギリスでは今日のネオ・リベラリズム（Neo-Liberalism）とは異なる「新自由主義」（New Liberalism）の可能性に期待がよせられていた。「改革，平和，緊縮財政」を標語とする古典的自由主義と対比的に，「社会正義，国家干渉，労働党との同盟」をスローガンとする新しい自由主義は，「リベラル・リフォーム」と称される一連の国家福祉政策を生み出す原動力となった。

自由主義の歴史的前提は財政軍事国家であった。しかし，ナポレオン戦争後には，こうした戦時体制は「浪費」と見なされ，資金のより生産的で，効率的な活用こそが重要と考えられるようになった。財政軍事国家によってつくられた行財政機構の枠組みを前提としつつ，それを平時に合致するように再編・脱皮することで，19 世紀中葉には，いわゆる「レッセ・フェール国家」が成立したのである。

しかし，そのようにして生まれた自由主義国家は決して「自由放任」主義国家ではなかった。自由主義国家はリバタリアンが主張するような「最小国家」などではなく，社会の機能を最大限にするための枠組みを維持，創造するための積極的な干渉を行う，「小さい」が，「規制的で，強い」国家であった。「最小規制国家」は，個人生活へは干渉せず，抑圧的でもなかったが，「生活水準の改善を目的として，共通善のために，また政党利害や党派的利害を超越した国益のために活動するもの」として自らを示した。ただ，その干渉とは，国家が主体となってサービスを提供する直接的な干渉とは区別される，社会がうまく機能するための「枠組み」を作り維持するための間接的な干渉であった。

こうした古典的自由主義のガバナンスは，19 世紀末に限界に逢着する。何よりも，「社会」が機能不全を起こし，中間集団の再構築が必要になった。言い換えれば，国家は枠組みを維持するだけでなく，権限移譲する対象自体を自らの力で再構築する必要が生じたのである。ここから，社会に対する，また個人に対するより直接的な国家干渉に基づく新自由主義の体系が生まれた。この第 1 の要因は経済構造の転換であった。世紀転換期における後発資本主義国との競争の中で，イギリスは自由貿易のもとでコスモポリタン的な金融国家をめざす途を選択し，これが地方産業の空洞化と地域社会の疲弊と崩壊をもたらし，「貧困」「失業」という「社会」問題を生み出し，しかも，これを是正する力がもはや社会内部には存在せず，国家が直接関与する以外になかった。第 2 の要因は，社会自体が，自己の機能の限界を認識し始めたことである。自助を行いたくてもできない人々の存在が，可視化されたのである。第 3 の要因は，帝国主義的対立が本格化するなかで，国内に貧困や失業が増大する事態は，国民の身体の問題として認識された。「身体能力の低下」と「退廃」が論じられ，「国民の身体能力改善」のキャンペーンが展開された。ここから，戦

争国家と福祉国家の同時拡大が進行することになった。

以上から明らかなように，自由主義における国家干渉は，その形態は変化しつつも連続していた。ただし，国家干渉の目的と方法は，「社会」が機能する枠組みの維持という間接的な形か，「社会」そのものを国家干渉が再構築する直接的な形かによって異なっていた。この点に，国家干渉と「介入的自由主義」の差異を見るべきである，と高田氏はいう。

次に，高田氏はニュー・リベラリズムの歴史的特質について 4 点に整理している。(1)個・社会・国家の関連。「社会」問題は，身体的・精神的な「退廃」という有機体的な言説で表現され，一定の倫理観をもった「能動的な市民」の育成が福祉政策の目標であることが確認された。そのために個人の統制を超えた外的な条件の整備＝福祉政策と，社会正義に基づいた私的所有の制限＝不労所得・累進課税（人民予算）が正当化され，その目的の実現のために国家の「強制力」を用いることが是認されるようになった。(2)自由と干渉。ホブソンによると，富の不足ではなく，「誤用」こそが，貧困をもたらし，「格差社会」の異常な偏奇をもたらした。富の配分が問題なのであり，その格差是正＝平準化こそが政府の義務である。さらに，富の不平等分配が生み出す機会の不平等を教育と人格向上の機会均等により克服し，国民の全体的な能力向上を図ることで，「個人の非効率」＝貧困を阻止しうるとされる。(3)時代の価値観としての「社会」。理想主義的な社会＝国家再編観，より広くは「社会」が主語となる観念は，イデオロギー的立場を超えて，時代の思想潮流を横断する共通項となった。(4)「社会的なるもの」の両義性。「社会的なるもの」の組織化には，常に「連帯」の契機と「統合」（排除と包摂）の契機が一体のものとして織り込まれていた。「全体社会の利害」のためという言説は，階級対立の敵対性を転位する機能をもった。また，社会的なるものの組織化のメカニズムは，新たに社会に包摂される者とそこから排除される者の境界を際立たせる効果をもつばかりか，包摂の方法までも特定することになった。福祉についていうと，近代人は働き，自立する者であるという，いわば労働をベースとした「強い個人」観が存在した。そして，これと関連して，福祉のナショナリズムが進行した。明らかに人種的な境界，ナショナリティの境界線が強化された。

こうした「社会的なるもの」の再組織化は，グローバルな広がりの中で共時的に問題にされていた。

ふたつの「新自由主義」についてまとめるならば，つぎのようになる。

近代社会は，自立した個の集合体として理念化されてきたが，歴史の実態としては「自立し・自律できる個」の集積ではなく，多様な共同性の網の目が張りめぐらされてきた時空間であった。個はそれらの共同性との多様な関係性の中で初めて生存しえたので，その共同性は常に維持されなければならなかった。

自由主義は不干渉主義ではなく，一貫して国家干渉政策によって維持されてきたし，それによって一定の質をもった自由が創出・維持され続けた。

社会は決して，国家と切り離されず，一定の連続性をもった時空間として公的な秩序のあり方を担った。「社会的なるもの」の再構築を求めることは，そこに含まれる〈つながり〉と〈しばり〉の両面と正面から付き合うことを意味する。

報告 3　田中　拓道
社会的包摂と自由の系譜 ── フランスとイギリス

1980 年代以降，産業・家族構造の変化，グローバル化の進展などにともなって，先進諸国の福祉国家が大きな変革にさらされている。この変化を，約 100 年前の社会権（社会

的シティズンシップ）の成立を準備した思想と対比し，従来の思想原理のいかなる側面が今日問い直されているのか，「自由」をめぐる議論の構図がどう変化しているのかを，歴史的観点から検討することが田中報告の目的である。

まず，フランスとイギリスにおける近代的秩序像の成立と，その内在的困難について考察する。

1789 年に始まるフランス革命において，旧体制から断絶した秩序原理が提唱された。身分制や伝統集団から解放された自由・平等な個人の「契約」による公権力の樹立という擬制が語られる。しかし，ここで主権者とされる「人民」の多くは，実際には私的自律を持たない貧民であった。1793 年憲法案第 21 条で，公的扶助と就労機会の保障が公権力の「神聖な債務」とされた。ただし，これらも「名目的な宣言」にとどまり，個人は孤立した状態に放置されたままとなり，多くの思想家は，社会の「解体」「不在」の危惧をいだくことになった。1830 年代に，産業化の進む大都市の労働者のあいだで膨大な貧困層が生み出されるが，こうした「大衆的貧困」への対応は，国家・市場と区別された新たな領域，すなわち「社会的」領域において模索される。「大衆的貧困」とは，下層階級の集合的「モラル」の悪化によって生まれた「社会問題」である，とされた。

イギリスでは，18 世紀後半以降，商業的秩序の発展とともに自由な商品交換からなる空間が「商業社会」「市民社会」と称されていった。国家と区別された「市民社会」こそが個人の「自由」の基盤と見なされる。1834 年の新救貧法は，自由な市場を基礎とする市民社会と国家との線引きを具体化する立法の一つであった。この，救貧法改正の焦点は，市場での自律と公的救済の依存のはざまに位置する「労働能力ある貧民」をどう処遇するのか，という点にあった。彼らを独立労働者と峻別し，労役所での抑圧的処遇によって市場における自活へと促すことが「修正」の目的であった。

19 世紀末の英仏において近代の秩序像はどのように修正されたのか。

フランスにおける世紀転換期の論者たちは，コントの実証主義や有機体論の影響を受けつつ，「社会」を個人の総和を超えた〈全体性〉を体現する集合として抽象的に語っていく。「社会」は固有の秩序原理を持ち，それは新たな「社会科学」，すなわち「社会学」によって明らかにされる。国家・個人の役割はこの内部において規定しなおされる。この時代の思想を担った論者は，革命以来の国家と個人の二重構造からなる秩序像を転換し，「権利」「自由」「所有」などの概念そのものの組み換えを行った。第三共和政中期に現れた「連帯主義」は，「社会」を職業的分業に基づく相互依存関係の全体と捉え，とりわけそれを単一の「保険」として捉える点に特徴がある。「連帯」とは，自然権を有する個人同士の契約ではなく，新しく現れた産業社会を担う個人が，社会との間に疑似「契約」による相互「義務」を承認することによって成り立つ。こうした論理は，それ以前の個人主義的な権利や私有財産権の転換を含意した。デュギーによれば，人間は「自由」に先立って「自己の個性を発達させ，自己の社会的使命を果たす社会的義務」を負っている。市民的自由や私的所有は何ら目的ではなく，こうした「社会的義務」を果たすための手段として個人に保障されているにすぎない。

一方，世紀転換期のイギリスでは，新救貧法体制にたいする批判が高まっていく。労働能力ある貧民に対する事実上の院外給付が拡大し，市民社会（市場）と国家の線引きが形骸化することで，新たな線引きが模索される。1869 年に設立される慈善組織協会は，院外救済の無原則な拡大を批判し，救貧法の対象となるべき貧民（労役所に収容して「劣等処

遇」を行うべき貧民）と，私的慈善の対象となる貧民との峻別を主張した。そのためには個別の貧民と面談し，その「モラル」を観察し，分類する「モラル科学」が必要となる。1880 年代には，一方で進化論や有機体論が流入し，（従来の市場＝市民社会と異なる）「社会」を個人の総和を超えた「有機体」ととらえる見方が流通する。他方では，「社会」がしばしば国家を含む，超越的目的や共通善を内在させた集合とみなされていく。新たな「社会」の担い手となる「市民」は，たんに権利を持つだけでなく，一定の義務と道徳的資質の担い手でなければならない。このような市民への「転化」が可能と見なされる貧困層のみが救済に値する。慈善組織協会やフェビアン協会の理論家たちは，国家介入の範囲については見解を異にはしていたが，救済可能な個人とそうでない個人を峻別し，前者に（公権力あるいは自発的集団による）集合的働きかけを行い，彼らを自律した良き「市民」へと陶冶する，という目的を共有していた。

イギリス世紀転換期の社会立法は，以上のような思想構造を反映している。フランスのように「社会」（連帯）を構成する個人一般の「リスク」への対応が問題となったというよりも，労働能力と一定の道徳的資質を持った個人の「市民社会」からの一時的な脱落 ── 失業と困窮 ── が主たる問題として認識され，こうした個人を「自律」へと促すための支援策が導入されていった。そして，ベヴァリッジの思想やそれを基礎とした戦後イギリス福祉国家制度はこれらの個人のカテゴリカルな分類を基本的に引き継いでいく。

戦後の経済成長の下で，英仏の福祉国家は拡張を遂げるが，経済成長が終焉する 70 年代後半には，社会的シティズンシップの問い直しが始まる。とりわけ，サッチャーは，戦後の寛大な公的福祉が貧民に依存心を植え付け，社会の活力を奪っている，という「依存の文化」論を展開し，福祉改革に影響を与えた。彼女もまた，救済に値する貧民と「値しない」貧民という「ヴィクトリア的価値」を再発見したのである。その後，労働党は，貧困層の包摂や支援を重視する「社会的排除」という概念を強調するが，「アンダークラス」との連続性の側面が強いとされる。

フランスでは，70 年代から，福祉国家の成熟のただ中で貧困に取り残された人々の問題が「排除」と称されていく。それは，当初，社会的「不適応」に陥った例外的な個人の問題と見なされたが，80 年代に入ると，長期失業，非正規雇用が広がっていく。フランスの場合，こうした就労の不安定は社会保障の枠組みからの脱落を意味しており，この段階では「排除」は個人の不適応の問題ではなく，社会一般に広がる「不安定」な状態を指すようになる。フランスの社会的シティズンシップは，家族や学校を通じて，「社会化」され，長期就労・拠出や「リスク」最少化という「義務」を引き受ける個人への権利として構成されてきたが，こうした「社会化」を担う装置が脆弱化することで，この「義務」を引き受けられない個人が恒常的に生み出され，かれらは，既存の社会権の対象から外れ，「社会的不要者」という烙印を押される。このような「排除」は，フランス「社会共和国」の正統性に関わる問題と認識され，個人を「義務」を引き受ける契約主体へと再構築するための「参入」政策を提起させることになる。それは，保険・扶助の論理と区別された「新しい社会権」と見なされた。

以上，小野塚氏の問題提起を受けて行われた三氏の報告内容を要約した。できるだけ，内在的に紹介することに努めたつもりではあるが，当然，筆者の理解不足によるバイアスがかかっていることはご寛容いただきたい。現時点で，これらの報告について全面的に議論することはできないが，若干の感想を述べ

ておきたい。一つは，介入的自由主義を扱う場合，イギリスとフランスの事例で尽くされるのかどうかという点である。小野塚氏もいわれるように，ドイツ社会政策学会に代表されるドイツの経験が介入的自由主義に位置づけられて理解されるべきとすれば，この紹介に１つスペースを割いても良かったと思われる。ドイツをはずしたことが，既に介入的自由主義についての一定の方向付けに基づくのであれば，それはそれで指摘していただければとの思いがある。二つ目は，「自由と公共性の間の緊張関係」の存在という点に，小野塚氏の基底的モチーフがあると，筆者は理解しているのであるが，実際には，国家に対する市民の「権利と義務」という問題が「自由と公共性」の問題に置き換えられて議論されているように思われる。この置き換えで自由と公共性が議論されたことになるのだろうか。たとえば，廣田氏によるブルジョアの議論，とりわけルソー的自由からの呪縛を解いたとされる「連帯主義」についての紹介はそれ自体見事な論理であり，公共性理解を体系化する上で大いに学ぶべき内容であろう。しかし，それは基本的人権の一つとしての「自由権」を議論することになっているとしても，「自由」それ自体を議論したことにはならないのではないか。「自由」に関する議論は「公共性」に関する議論と同様やっかいな問題であるが，各報告者が展開している議論は，「自由」が国家からの自由を基軸に措定され，「公共性」が国家的公共性を中心に理解される段階から，新しい段階へと進む途上の議論であるように思われる。筆者自身も，この新しい段階の質を決める中身が何なのか，模索中であるが。

三つの報告に続いて，下記のような三つのコメントがなされるが，これらは報告に対するコメントとしてではなく，むしろ別の角度からの補足的な報告となっている。それぞれは，もちろん興味深い論点を含むものの，小野塚氏の問題提起とは十分にかみ合っているとはいえない。また，小野塚知二編著『自由と公共性 ── 介入的自由主義とその思想的起点 ──』には，この他，島崎美代子ならびに深貝保則両氏の論稿が収められているが，やはり，ここでは，紙幅のこともあり，紹介を割愛したい。なお，この研究会の議論を紹介している前掲書のまとめに，要領よくこれらのエッセンスが紹介されている。

コメント１　古内　博行
　農業分野への介入・保護とその性質変化
コメント２　名和田是彦
　現代日本のコミュニティ政策から見た「公共」問題
コメント３　秋元　英一
　スーパーキャピタリズムとアメリカの消費者

筆者が「介入的自由主義」に関する議論を紹介するにあたって依拠したのは，上述の小野塚氏による編著であるが，同書については，田村信一氏による書評がある。田村氏による内容紹介と評価が同書の全体像を的確に与えている。併せて参照すべきである（『歴史と経済』第 213 号，2011 年 10 月）。

Ⅳ　2008 年度　秋季学術大会
現代化過程における日本の雇用
── 企業と「公共性」

この 2 年間の共通論題における議論を受け，2008 年度共通論題は「現代化過程における日本の雇用 ── 企業と『公共性』──」とされた。この含意を沼尻晃伸氏は，次のようにまとめている。

過去 2 年間の大会報告は，企業の内部に存在する雇用関係自体を対象としてこなかった。……日本に即して歴史的にみた場合，第１次大戦期から，大経営の中では家族手当などの

諸手当や福利厚生に関する規定が定められた。すなわち，大経営の労働者からみたとき，自らの「人格承認」や社会保障を実現するための場の一つに，企業が位置づけられたといえよう。それでは，もともとはプライベートな関係であった企業の雇用関係には，労働者の生活保障を維持するという意味でパブリックな性格が埋め込まれたといえるであろうか。……仮にそうだとしたとき，そのことは，政府や自治体の雇用政策（あるいは社会保障全般）にみられる公的意味と，どのような関係にあるのか。……「公共性」に関する追究を，国家や自治体などの政策分析にとどめず，その当事者である労働者（あるいは経営者）に視点を移し，企業という私的な経済主体のなかの雇用関係に埋め込まれる社会性を重視すること，歴史段階的にいえば，現代化過程における雇用に見出されるかも知れない公的な性格とその変化を動態的に理解すること。

以上が2008年度のテーマ設定の趣旨である。これに沿って兎，市原，榎三氏の報告と清水，谷口，武田三氏のコメントが行われる。これらの報告はかなり細部にわたる実証的なもので，その内容を論点と結びつけて紹介することは相当困難なので，ここでは武田氏によるコメントに依拠して論点を整理しておこう。

一般的には，「公共」の対極にある私的な領域で自由な営利追求が認められていると考えられている企業について，あえてその「公共性」を問うことは，分析の枠組みの原理的な見直しを求めているということができる。現代経済社会において良質な市場機会を提供することこそが，企業が本来担うべき「社会的な責任」であり，こうした「公共性」の発現によってはじめて企業活動もその基盤が与えられるということができる。雇用に関わって求められる「企業の公共性」とは「良質な雇用機会を提供すること」である。

榎報告についての二つの解釈がある。一つは，若年の女子労働力を確保するために郡是が公教育を代位するような機会を提供していた側面に注目し，政府部門等の提供する公的なサービスでは充足し得ないニーズに対応するような機能を企業が果たしていたと解釈すること。今ひとつは，若年期の職業生活後に予定されている，結婚以後の生活について，より望ましい結果を期待できるような雇用の機会を提供することが企業の重要な社会的役割と考えられていたと評価，解釈することである。

ここから，武田氏は企業内教育の意味について考察を加える。職業能力が企業内で獲得される「資格」として認知されるとすれば，それは単に企業内労使関係における処遇や身分としての意味だけでなく，その能力を持つ経済主体の社会的な評価としても尊重されるとみることができる。もともと企業内教育によって職業能力を養成し十分な処遇を得ることは，内部労働市場の形成とそこでの昇進競争の論理に従ったものである。しかし，それは職業能力を形成する側からみれば，ある企業で職業能力向上の機会を得たことは，企業外におけるその主体の社会的評価に連動する可能性を持っていたことになる。

各論者は，企業内での職業教育によって処遇や身分を向上させる可能性があった点を企業による「公共性」の引き受けという論点によって捉えようとしたことになるが，それにもかかわらず，こうした大企業における職業教育とはかけ離れていた農村部や都市の下層社会における大量の不安定雇用層を前提としていた事実に目をふさぐべきではないと，武田氏は指摘している。

V　2010年度　秋季学術大会　都市の公共性 ── 主体・政策・規範 ──

2009年度の共通論題は「1930年代におけ

る経済政策思想の転換」となっており，「公共性」は直接のテーマとはされなかった。上記のテーマ設定趣旨については小島健氏が説明しているが，リーマン・ショックに端を発するアメリカ発の金融危機と世界同時不況の深まりを 1930 年代の世界経済との歴史的比較を念頭に置いて考察する必要があるとの認識を示している。こうした問題設定自体はもちろん重要であるが，「公共性」それ自体を論点としては設定していない。ここでは，その検討を割愛し，2010 年度の共通論題「都市の公共性 ── 主体・政策・規範 ──」の検討に直ちに入ろう。

まず，福士正博氏が共通論題の趣旨説明を行っている。

都市を取り上げたのは，都市問題がますます深刻になってきているという現状から，都市を公共空間として再構築することの意義が問われている，と考えているからである。公共性とは，ハーバーマスに従えば，公論の場としての公共圏における熟議を通して，普遍的妥当性を持つようになった合意事項が何らかの回路を通して公共の場で反映されるようになった状態のことである。これには，三つの要素からなっている。第 1 に，社会問題の発見という契機である。公共圏が開放的な公論のためのアリーナであるといっても，熟議に参加できる人々と参加が不可能な人々との分化が避けられない以上，パブリックな問題全てが取り上げられると考えることは難しい。したがって，第 2 に，「社会的なるもの」と公共圏との乖離を公共性は前提にせざるをえないことを意味している。この前提に立つと，公共性の議論は常に「理想的発話状況とは何か」，「コミュニケーションを通して普遍的妥当性に辿り着くことは可能か」といった疑問を呼び起こすことになる。公共性は市民的公共性と国家的公共性とに分化せざるを得ない契機を抱え込んでいた。第 3 は，公共圏で議論された問題が制度化されていくという「公共性化」である。

都市は，市民的公共性と国家的公共性の乖離が最も鋭い形で現れる空間である。貧困，社会的排除，社会的プレカリティ（ゆらぎ）が都市において表面化してくる。しかし，歴史的には，都市給付行政は，都市住民の生活インフラ整備など生活世界が抱える難点を克服するという積極的な側面を有していた。この点が，都市における公共性問題を取り上げた理由である。以下，報告の要点を確認しておこう。

報告 1　森　宜人
「社会都市」における失業保険の展開 ── 第二帝政期ドイツを事例として ──

19 世紀末～20 世紀初頭の国家的社会保障が未整備な状況の中，都市が国家に先行して主体的に社会政策を展開させた局面である。第二帝政期ドイツは 1880 年代に一連の社会保険制度の導入を通じて，現代の「社会国家」の起点を形成した。しかし，失業保険については，同じく第一次世界大戦以前からその実現を求める声があがったものの，最終的に導入が果たされるのは両大戦間期の 1927 年のことである。第二帝政期の都市失業保険は，国家的制度の確立に先行する都市の主体的な試みの典型例といえよう。

森氏は，最初に「都市の公共性」の担い手が，19 世紀半ばの名望家市民層，19 世紀末の市民的社会改良運動，そしてその役割を引き継いだ「社会政策学会」へと展開したことを指摘している。そして，20 世紀に入ると自由労働組合と社会民主党の進出が都市においても進み，都市社会問題が「都市社会主義」的にとらえられ，政策化が試みられるようになる。「都市の公共性」の一角を労働者層が担う時代へと変化したのである。都市失業保険制度の実現の背景に以上の事情を見る必要があるという。

森氏によれば，都市失業保険の「公共性

化」が可能となったのは，社会民主勢力を「都市の公共性」の担い手，協力者として認知する都市行政責任者の存在があり，彼らは，失業者の救済を都市の公的義務とみなしていた。

報告 2　馬場　哲
「生存配慮」と「社会政策的都市政策」── 19 世紀末〜20 世紀初頭ドイツの都市公共交通を素材として ──

馬場氏は，19〜20 世紀初頭のドイツの都市公共交通を素材に「都市の公共性」を検討している。「公共性」を担ったのは行政だけではなく，社会事業の一部は市民団体によって担われ，ガス，上水道などの都市インフラも多くはまず民間企業によって提供された。しかし，当該期のドイツ諸都市では供給事業や公共交通部門の市営化が進み，社会事業でも自治体の役割が増大した。このような都市自治体は，19 世紀，とりわけ後半以降伝統的な社会政策である救貧の再編のみならず，「生存配慮」，すなわちガス・電気のようなエネルギー供給事業，公共交通や道路などの社会インフラの整備，病院，上下水道，ごみ処理場，畜肉処理場などの保健衛生施設の建設，住宅政策，土地政策，都市計画，さらに文化・教育などの社会政策の実施を課題とする「給付行政」を国家に先駆けて，あるいは国家の下で実施し，住民全体に一定の生活条件を保障して都市社会の統合をはかったのであり，そうした都市自治体ないしその機能は「社会都市」と規定することができる。

「都市社会政策」は第 1 次大戦前の「救貧」から大戦前の「戦時扶助」を経て大戦後の「社会扶助」へと性格を変えた。これが「社会都市」から「社会国家」への展開である。「生存配慮」を実現する「社会政策的都市」は「都市社会主義」と連携しながら，敢えて言えばそれに先んじて「社会都市」から「社会国家」への道を準備したといえる。

報告 3　今井　貴子
統合と自律をめぐる相克 ── イギリスの社会的企業の経験から ──

この報告は，イギリスの社会的企業について，特に「高い自律性」の観点から実証的に検討したものである。

報告 4　福士　正博
都市という「世界」── 社会的質と社会的プレカリティ概念を中心として ──

福士氏は，都市は農村と対比される地理的概念ではなく，「都市的なるもの」を意味する社会的空間概念としてとらえる。そして，「都市的なるもの」と「社会的なるもの」との対比が必要であるとする。また，アーレントがいう社会とは「資本主義的な商品関係が主要となっている領域」を指している。この関係が広がると，公共空間や政治領域は浸食されることから，アーレントは，公共空間を，社会的領域から保護されるべきもの，或いは社会的領域に対して意義を申し立てる領域と考えていた。しかし，アーレントの場合，人々の生活を成り立たせる物質的諸条件の再生産という視点が希薄である。この点は，ハーバーマスについても同様である。植民地化された生活世界を現代において取り戻すという優れた基本的モチーフを持っていたにもかかわらず，ハーバーマスは，公共性を「間主観的に共有される生活世界が形成される媒介としてのコミュニケーション行為」と捉え，コミュニケーションの世界に閉じ込めてしまっている。そのためにハーバーマスは，その物質的基礎に対する闘いを放棄し，この課題を達成するためにはシステムの民主化しかないという袋小路に陥ってしまっていた，と述べる。

ここから，福士氏は，ルフェーヴルやグレゴリーの「都市空間論」やホネットの「社会的質」の検討に進んでいる。しかし，残念ながらこの内容について報告者は論点整理でき

るまで，現時点ではまだ消化できていない。彼らの議論がハーバーマスらを克服できるという展望を筆者はまだ持てないし，福士氏自身もこの議論がわが国ではまだ浸透しておらず，あくまでも，都市問題の考察にあたって，「社会的プレカリティ」概念が有効なのではないか，という展望を述べるに止まっている。

コメント 1　和田　清美氏
コメント 2　大門　正克氏

両氏のコメントについても割愛したい。ただ，大門氏がこの学会の研究方法（共有財産）が，現状と歴史の比較を往復することにある，としていることが印象に残った。また，現状から歴史に対する問いかけが主要な側面として共通論題が展開されているとの指摘があり，現代への問題関心が歴史研究にも反映されているという意味で，この学会のスタンスを窺い知ることが出来る発言でもあった。

福士氏の趣旨説明から窺えるように，この大会におけるテーマは，端的にいうと，「市民的公共性」と「国家的公共性」の乖離の問題である。そして，ここで含意されている「市民的公共性」はハーバーマス的な「公共性」であることは明らかである。また，都市における社会政策的配慮や施策が国家的なレベルに拡大していくことを「公共性化」あるいは「国家的公共性」の実現と捉えていることが理解される。以上のような理解が正しいとした場合，この学会の「公共性」把握は，少なくとも，2010 年度秋季学術大会においては，ハーバーマス的な理解で統一されているように思われる。先にみた，田代氏の理解とも附合することになる。しかしながら，既にみたとおり，これまで取り上げてきたこの学会における各種の議論がこれに集約しきれるものではないことも明らかである。したがって，この学会における「公共性」議論はなお展開途上にあるとみるのが正しいようである。

むすびにかえて

同学会の 2011 年度秋季学術大会は，共通論題を「東日本大震災・原発事故からの地域経済社会の再建をめぐって」として，10 月 22，23 日に立命館大学（草津キャンパス）において開催された。したがって，「公共性」を共通論題とする秋季学術大会とはならなかったが，わが国にとって未曾有の社会経済的被害をもたらした東日本大震災・福島第一原発事故と地域経済社会の再建をテーマとして大会を開催することは社会科学系の学会として当然のことであろう。その代わり，2011 年 6 月 25 日に東京大学において開催された春季総合研究会では，「都市の公共と非公共 ── 20 世紀のアジア都市を手掛かりに ──」というテーマで 2010 年度秋季大会のアジア版ともいえる議論を展開している。この学会における「公共性」議論はまだ展開途上にあると考えられるが，2011 年度春季総合研究会における共通論題の趣旨説明が同学会の「公共性」理解の現時点での一つの集約点を示していると考えられる。以下，この趣旨説明を紹介することによって，むすびにかえたい。

まず，公共性は，その定義をめぐって論者の間で最小限の合意を形成することすら困難という厄介な主題であるが，ここではさしあたり西洋近代的な意味でのそれに限定して議論を始めるとされている。そして，考えてみたい事柄は，たとえば「官（＝公）―民」二元論あるいは「官―公―民」という図式からの脱却である。官も民もその中間形態も，近（現）代社会に於いては，その活動を通じて社会の構成員の生活・生存の保障に積極的な役割を果たすことが期待されているという意味では，いずれも，公共性を帯びた存在であると言える。昨年秋の大会での検討においては，官が政策的に提供する場合にせよ，民が市場取引を通じて提供する場合にせよ，ある

いは中間的な諸団体が折衷的な方法で提供する場合にせよ，公共的な関係を通じた財やサービスの提供が常に社会的包摂と排除の契機を内包するものであったことが示唆された。

ここで，アジア都市空間について考えてみるならば，そこには社会的な包摂と排除がヨーロッパ都市と比較して，より多様かつ明示的に見出されると予測される。西洋近代的な市民社会が移植された空間で，人々は，国籍，エスニシティ，伝統社会における出自，植民都市であれば，本国人と移民の相違等々によって分け隔てられており，場合によっては移植された公共的関係に入れない者も少なからずいたであろう。その意味で，公共性は限定的であって，人々の行動や思考を左右するのは，伝統的な権威や徳義，総じて言えばアジア的な伝統社会に長年にわたって醸成されてきた要素であろう。

これらの伝統的要素は近代化の進展によって，やがて解消されると考えるのか，それとも，残るのか，ここに問題の本質がある。この学会での主要な議論方向は両者の併存という事実から出発する点にある。すなわち，「近代的公共」と「共同性」を二項対立的に捉えるのではなく，両者の共存・相互補完関係に着目するのである。明文化されない不透明で属人的な何らかの非公的な社会関係が存在し，それが公共的関係に完全には包摂され得なかった人々の生活や生存を一定程度保障しうる状態が持続的に存在するとき，それを単なる過渡的状態と片付けることは適当ではない。こうした関係性を，さしあたり非公共的関係とし，それらと公共的関係に着目しながら公共性の異議と限界を逆照射し，それらが併存する状態として近代社会の再把握を試みるという点に，この研究会の目標が置かれている。

こうしてみると，趣旨説明者の理解では，まずは，近代社会＝公共的社会，伝統的社会＝共同的社会という図式が成立しているように見受けられる。その上で，両者の併存と相互浸透・相互補完の関係性に注目するということであろう。そうであるとすれば，共同性ははじめから「公共性」の要素からはじかれることになるのではないか。また，この理解は，その限りでは，先の田代氏の理解とも異なっているように思われる。いずれにしても，同学会における「公共性」論議も現在進行中であり，今後さらに研究が深化するものと思われる。筆者は，共同性は公共性の不可欠の要素であると理解しており，この点から同学会の全体的議論を今一度整理し直し，内容の一層の深い理解を獲得することを次の課題としたい。

付記　本研究ノートは，公益事業学会北海道東北部会（2011 年 9 月 10 日）における筆者の報告を基礎に，その後，大幅に加筆補正を行なったものである。